

介護職員処遇改善加算及び  
介護職員等特定処遇改善加算の支給・運用について

【介護職員処遇改善加算】

1. 正職員・準職員（介護職員）については、一人当たり毎月基本給の15%程度を処遇改善手当として、またパート職員については、時給平均100円程度を処遇改善手当として支給し、そのほか一時金として賞与時に支給する。
2. 夜勤1回につき夜勤手当とは別に2,000円を処遇改善手当として支給する。
3. 病気や事故、身内の不幸等により当日欠勤が生じた際に急遽代替えにて出勤した職員に処遇改善手当を支給する
  - ①8時間勤務を基本とし、1回5,000円を賞与時に支給する。
  - ②15時間夜勤の際は、1回10,000円を賞与時に支給する。
4. 介護支援専門員の資格を取得した者に資格取得奨励金として50,000円を処遇改善手当として支給する。
5. 介護福祉士の資格を取得した者に資格取得奨励金として50,000円を処遇改善手当として支給する。

【介護職員等特定処遇改善加算】

1. 経験・技能のある介護職員に一時金として賞与時に評価に基づき特定処遇改善手当として支給する。
2. 他の介護職員に一時金として賞与時に評価に基づき特定処遇改善手当として支給する。
3. その他の職種の職員には特定処遇改善手当は支給しない。

以上